

令和 年 月 日 税務署長殿		事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額	白色申告 一連番号
納税地 電話() -	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの 非中(小)法人	税務署 同非区分 同族(会)社 非同族(会)社	整理番号
本店又は主たる事務所の所在地(フリガナ) 法人名	旧納税地及び旧法人名等	恒久的施設の有無及びその種類 (有) (無)	事業年度(至)
法人番号	支店等 長所等 工事現場等 代理人等 その他	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	売上金額 申告年月日
代表者氏名/住所(フリガナ) 国内源泉所得に係る事業等の責任者	恒久的施設の有無及びその種類	通信用日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分	申告区分 法人税 () 賦課徴 修正 地方 法人税 () 賦課徴 修正

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

適用額明細書提出の有無 (有) (無)
 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算	恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	十億 百万 千 円				その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	十億 百万 千 円					
		1	2	3	4		13	14	15	16		
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1					所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	13				
	法人税額(48)+(49)	2					法人税額(57)+(58)	14				
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3					法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	15				
	差引法人税額(2)-(3)	4					差引法人税額(14)-(15)	16				
	リース特別控除戻税額等	5					リース特別控除戻税額等	17				
	法人税額計(4)+(5)	6				00	法人税額計(16)+(17)	18				00
	分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五)の二「7」)	7					控除税額(18)と(59)のうち少ない金額	19				
	控除税額(((6)-(7))と(52)のうち少ない金額)	8					差引所得に対する法人税額(18)-(19)	20				
	差引所得に対する法人税額(6)-(7)-(8)	9					欠損金額又は災害損失等の当期控除額(別表七(一)「4」)若しくは(2)又は別表七(四)「10」	21				
	欠損金額又は災害損失等の当期控除額(別表七(一)「4」)若しくは(2)又は別表七(四)「10」	10					欠損金額又は災害損失等の当期控除額(別表七(一)「4」)若しくは(2)又は別表七(四)「10」	22				
	期待繰り越す欠損金額又は災害損失(別表七(一)「5」の合計)	11					この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額(65)	23				
	この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額(62)	12					この申告による還付金額	31				
この申告書による地方法人税額の計算	(54)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額(20)と(54)のうち少ない金額	24					所得税額等の還付金額(25)+(27)	32				
	控除しきれなかった金額(54)-(24)	25					中間納付税額(29)-(28)	33				
	(61)のうち恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額(19)と(61)のうち少ない金額	26					欠損金の繰戻しによる還付請求税額	34				
	控除しきれなかった金額(61)-(26)	27					計(31)+(32)+(33)	35				00
	合計((9)-(26))+((20)-(24))	28				00	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(70)	44				000
	中間申告分の法人税額	29				00	この申告による納付すべき地方法人税額(77)	45				00
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(28)-(29)場合は、(32)へ記入)	30				00	剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額					
	課税標準法人税額((6)+(6の外割))+((18)+(18の外割))	36				000	残余財産の最後の分配又は引渡しの日					
所得地方法人税額(72)	37					令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日						
分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五)の二「8」)と(37)のうち少ない金額	38					還付を受ける金融機関等						
外国税額の控除額(別表六の三「47」)	39					銀行 本店・支店 出張所 預金 金庫・組合 本所・支所 農協・漁協						
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40				00	口座番号						
中間申告分の地方法人税額	41				00	ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
差引確定(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(40)-(41) (43)へ記入)	42				00	※税務署処理欄						
この申告による還付金額(41)-(40)	43											

税理士 署名